

避難行動要支援者名簿登録のご案内

八幡平市地域福祉課

避難行動要支援者避難支援計画を策定しました

八幡平市では、「八幡平市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。この計画により「避難行動要支援者名簿」（以下の説明では「名簿」といいます。）の作成を進めています。

名簿を避難支援に役立てます

災害が発生した際に避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援に役立てます。また、情報提供同意をした方については、事前に名簿情報を避難支援等関係者に提供し、避難訓練などの平常時の支援にも役立てます。情報提供同意のあった方の名簿と、同意がなかった方を含めた名簿は別々に作成しますが、実際に災害が発生した場合や、発生危険性があると判断された場合は、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に提供し、安否確認や救助救援に役立てます。

名簿に登録されるのは、次の要件に該当し避難行動を自ら行うことが困難な方です

- ①75歳以上の一人暮らしの方
- ②75歳以上のみの世帯の方
- ③75歳以上で、日中又は夜間に一人になる方
- ④介護保険の「要介護3以上」の方
- ⑤身体障害者手帳「1級、2級」の方
- ⑥療育手用「A」の方
- ⑦精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
- ⑧ひとり親世帯で日中若しくは夜間に小学生以下の児童のみで在宅となる方
- ⑨難病患者
- ⑩①～⑨に準ずる方で、災害時の避難支援を希望する方

避難支援等関係者は次のとおりです（※避難支援等関係者と避難支援者は異なります）

- ①市内の自主防災組織、自治会、町内会

- ②民生委員・児童委員
- ③警察署、消防署、消防団
- ④八幡平市社会福祉協議会
- ⑤介護保険制度関係者等
- ⑥①～⑤のほか市長が避難支援に関し必要と認める者

※ 避難支援等関係者は支援に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

避難支援等関係者への名簿提供の際、次の点に注意します

- ①地域の避難支援等関係者に限り必要な範囲のみ提供します。
- ②無用に共用、使用されないように指導します。
- ③名簿情報の取り扱いには十分注意し、名簿情報を取り扱う担当者を限定するように指導します。
- ④名簿情報に関する守秘義務があることを徹底し、情報を漏らさないよう指導します。

名簿登録と個別計画の提出

「名簿」に登録するには申込書の提出が必要です。併せて、緊急連絡先や避難支援者を記入した、個別計画を提出していただきます。

- ①避難行動要支援者名簿登録申込書兼情報提供同意書の提出
- ②個別計画書の提出

- ・緊急連絡先とは・・・親族など、緊急連絡先
- ・避難支援者とは・・・災害時に声掛けや避難支援をしてくれる地域や近所の方

※ 避難支援者は支援に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

申込は下記窓口又は郵送で

市役所地域福祉課、西根総合支所市民福祉係、安代総合支所市民福祉係、田山支所各窓口にあります。ご持参又は郵送で提出をお願いします。

担当：八幡平市地域福祉課福祉総務係 〒028-7397 八幡平市野駄 21-170

電話：0195-74-2111

FAX：0195-74-2102